

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会
謝 金 及 び 報 酬 に 関 す る 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が、本協会の各種事業に関し役務の提供をしたものに対し、謝金、報酬等を支払う場合の手続きを定め、本協会の円滑な事業遂行を図ることを目的とする。

(役務の種類)

第2条 この規程による謝金、報酬等の支払の対象となる役務は、次の通りとする。

- (1) 本協会が主催する各種事業における講演、講義、実技講習、大会環境の整備及びそれらの補助行為
- (2) 本協会の会議及び委員会等への出席
- (3) 本協会が発行する広報誌、出版物等への執筆
- (4) その他、会長が必要と認める役務
- (5) 本協会が共催、及び後援する各種事業については、これに準ずる。

(謝金・報酬等の支払)

第3条 この規程による謝金、報酬等の支払は、別表により現金又は金融機関からの振込をもって速やかに行う。なお、依頼を受けた者が出席のため出張を伴う場合は、この規程による謝金、報酬等のほか、旅費等相当額を支払うことができる。

(領収証の徴収)

第4条 この規程により謝金、報酬等を支払った場合は、受領した者より所定の領収証を徴収する。ただし、やむを得ない理由により領収証を徴収できない場合は、会長の支払証明をもってこれに代えることができる。

(源泉徴収)

第5条 この規程に基づく謝金、報酬等の支払いに際し、本協会が所得税法に定める源泉所得税の徴収義務者となる場合は、所定の源泉徴収を行う。

(補 則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、令和4年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

謝金及び報酬等

A：本協会外の者

区 分	摘 要	金 額
(1) 講演等	1 講演につき	10,000 円～100,000 円
(2) 出席 ※1	1 日につき ※2	20,000 円以内
(3) 執筆	400 字当たり	2,000 円以内
(4) その他 ※3	1 日につき ※2	3,000 円～7,000 円

B：本協会内の者（常勤の理事を除く本協会役員、委員長、委員会スタッフ、事務職員等）

区 分	摘 要	金 額
(1) 講演等	1 講演につき	3,000 円～50,000 円
(2) 出席	1 日につき ※2	10,000 円以内 ※4
(3) 執筆	400 字当たり	1,000 円以内
(4) その他 ※3	1 日につき ※2	3,000 円～6,000 円

※1：会議等に協会外の方の出席を依頼した場合

※2：半日は日額の半額相当、

※3：大会等役員・スタッフを想定

※4：協会内の会議等の出席は、特別の場合を除き、交通費の支給に留める。